平成２７年（フ）第４１４１号
東京都江東区亀戸３丁目53―17
破産者　松永　浩一
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１７２号
東京都世田谷区桜丘１丁目19―24―101
破産者　又吉　真輝
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１７３号
東京都大田区鵜の木１丁目23―15―101
破産者　水森　啓介
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１７４号
東京都豊島区長崎２丁目９―16　ピースフルハイム21―205号
破産者　今泉　翔太
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１７７号
東京都世田谷区下馬３丁目32―９―303
破産者　林　　雅之
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１９０号
神奈川県横浜市戸塚区平戸１丁目２―２―207
破産者　増井　利紀
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８号
山形県酒田市飛鳥字堂之後95番地の１
破産者　有限会社平田印刷
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第３０号
山形県東田川郡庄内町余目字大塚107番地の10
破産者　有限会社日本海物流
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第２６号
茨城県日立市東大沼町１丁目18番22号
破産者　有限会社ブリッヂカンパニー
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第６５号
さいたま市大宮区桜木町４丁目702番地１
破産者　株式会社小田嶋工務店
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８４号
千葉県松戸市大橋517番地
破産者　被相続人亡水戸とし子相続財産
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第８１号
千葉県野田市宮崎80番地の７　市営住宅宮崎西団地１号棟305号
破産者　藤田　　香（旧姓岡野）
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２９号
千葉県東金市下武射田688番地６
破産者　弓岡　博子
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
千葉県旭市琴田2966番地３　アーバンヒルズ102
破産者　向後　次男
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３５６９号
東京都目黒区三田２丁目10番45号
破産者　株式会社ＬＵＣＥ
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２２２号
東京都中央区日本橋浜町２丁目56番５―601号
破産者　株式会社ビー・シー・エル
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３４７号
神奈川県横浜市港南区港南中央通７―19
破産者　合同会社ＳＡホールディングス
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３４８号
栃木県小山市三峯２丁目１―39―301
破産者　鈴木　秀則
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５号
岐阜県中津川市福岡1327番地の２
破産者　有限会社ノエビア恵那北
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第５０４号
大阪府高槻市芥川町２丁目14番１号
破産者　株式会社Ｃｉｅｌ
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９３２号
大阪府守口市東郷通２丁目７番10号
破産者　有限会社出口製作所
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２１０号
大阪市東成区神路１丁目３番10号
破産者　伸興自動車株式会社
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部